

## 随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	不動産鑑定評価（庄内地区）業務
契約担当官等の 氏名並びにの所属 する部局の名称 及び所在地	○分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 酒田河川国道事務所長 菅 太 ○国土交通省 東北地方整備局 酒田河川国道事務所 ○酒田市上安町一丁目2番地の1
契約締結日	令和 2年 6月 2日
契約の相手方の 氏名及び住所	(有)植松不動産鑑定事務所 山形県酒田市本町三丁目2番2号
契約金額 (消費税及び 地方消費税含む)	2,648,800 円
予定価格 (消費税及び 地方消費税含む)	非公表
随意契約によること とした理由	別紙「契約理由書」のとおり
備 考	単価契約

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する  
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記  
載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

## 契約理由書

1. 業務名：不動産鑑定評価(庄内地区)業務
2. 業者名：(有)植松不動産鑑定事務所
3. 契約理由：

本業務は、酒田河川国道事務所所管の事業用地取得等のために必要となる不動産鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する業務である。

本業務の履行にあたっては、不動産鑑定評価に関する高度な知識と豊かな経験を必要とすることから、不動産鑑定評価等の実績とともに不動産鑑定評価を的確に実施するための業務実施方針について、企画競争方式により企画提案書の提出を求めたものである。

上記の者から提出があった企画提案書は、評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向が適切にとらえられており、鑑定評価実績も豊富であり、また、業務実施方針においては、一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法や公共用地取得に係る鑑定評価に特有の条件・留意点について的確な提案を行っていたものである。

よって、上記の者が酒田河川国道事務所建設コンサルタント選定委員会において特定されたものである。

以上の理由により、本業務は、会計法第29の3第4項、予決令第102条の4第3号の規程に基づき上記業者と契約を締結するものである。

令和 2年 5月 12日